

令和2年3月30日
市民文化スポーツ局
地域振興課

新型コロナウイルス感染症の集団発生防止のための
市民センターの利用制限により、当面の間、
利用（貸し出し）を中止していただく活動例

項 目		内 容
コーラス・カラオケ等 （大きな声を発するもの や、吹く楽器を使用するもの）		カラオケ、コーラス、謡曲、フォークソング、聖楽、詩吟、歌謡吟、雅楽、尺八、オカリナ、リコーダー、アイリッシュホルン、トロンボーン、フルート、ハーモニカ、ケーナ、大きな発声を伴う楽器の使用 等
ダンス等	ダンス・舞踊等	ダンス、舞踊、バレエ 等
	体操等	体操、ストレッチ、気功、活元運動、ヨガ、バランスボール 等
	武道・武術等	武道、武術、太極拳、護身術、格闘技等
	球技等	卓球、風船バレーボール、バウンドテニス、ミニバスケットボール 等
	ニュースポーツ等	ディスコン、ドッチビー、卓球バレー、ユニカール、吹き矢 等
演劇等		演劇 等
その他これらに類似する活動		